

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後			現 行		
(略)			(略)		
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>					
別表 1 保険適用外の料金			別表 1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	分べん介助料 1児	250,000	処置料等	分べん介助料 1児	225,000
	分べん介助料 1児を超えるときは1児増すごとにつき	250,000		分べん介助料 1児を超えるときは1児増すごとにつき	225,000
	分べん終了時間が平日8時40分から17時05分まで以外の場合は、 分べん介助料に <u>50,000円</u> を加算する。			分べん終了時間が <u>平日8時30分から17時15分まで</u> 以外の場合は、 分べん介助料に <u>22,000円</u> を加算する。	
	(削除)			分べん終了時間が <u>休日8時30分から17時15分まで</u> 以外の場合は、 分べん介助料に <u>44,000円</u> を加算する。	
	人工妊娠中絶料 妊娠12週未満	132,000		人工妊娠中絶料 妊娠12週未満	132,000
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】					
近年の著しい物価上昇及び他の国立大学病院の料金設定を考慮し、自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。					